

質問回答書

昭島市

件名:昭島市民総合交流拠点施設内食堂施設運営事業者に関する募集

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項3 (3)営業開始日	12月1日の営業開始よりも前に、準備等で立ち入ることが必要になるが、いつから可能か。	現在のところ、令和7年10月以降に施設へ立ち入り、準備を始めることができる予定です。
2	募集要項3 (4)使用料	令和10年12月以降の使用料について、市との協議の上で使用料が発生するように変更された場合、賃料の支払いは月ごとの納入となる認識でよいか。	使用料の支払いについては昭島市行政財産使用料条例により原則、一括払いとなっていますが、協議の上、月払いなど分割した納付方法とすることも可能です。
3	募集要項3 (5)厨房機器等	追加で冷凍庫が必要な場合、設置して良いか。	事業者の負担及び責任で設置することは可能です。
4	募集要項3 (5)厨房機器等	厨房のコンセントは100Vのみか。また、200Vや動力の有無、その容量はどの程度か。	現在、厨房のコンセントは100Vのみ整備予定です。容量は1,800VAを予定しています。
5	募集要項3 (5)厨房機器等	申請後に入居が確定した場合、施設完成の約何カ月前から、施設内を視察は可能か。	食堂施設運営事業者(以下「事業者」という。)として選定された後であれば調整の上、視察は可能です。
6	募集要項3 (6)営業上の利益及び損失の帰属、経費の負担	カフェスペース経費の按分方法に関する具体的な計算方法について、水道やガス及び電気等のメーターはカフェ店舗用として別に設置されるという認識でよいか。	水道料金、LPガス料金及び電気料金は食堂施設用の子メーターで確認し、使用量に応じた負担をいただきます。
7	募集要項3 (6)営業上の利益及び損失の帰属、経費の負担	施設全体の経費から按分で支払うものとは、具体的にどのような想定なのか示してほしい。	現在のところ、施設全体の経費から按分で負担いただく予定の経費はありません。ただし、施設開館に向けて費用の精査をするなかで、その費用の性質により面積按分等により負担をお願いする場合があります。
8	募集要項3 (8)原状復帰	入居するにあたり、当店ならではの特徴を出す目的で、床、壁、天井などに穴を開けたりするような施工を行わなければ、本棚などの家具や装飾品の設置は可能か。	床、壁、天井などに穴を開けたりするような施工を行わなければ、装飾や家具の設置は可能です。装飾や家具の設置を行う場合には、市へ事前に協議してください。
9	募集要項3 (8)原状復帰	退去時に求められる原状回復の範囲について、これまでの具体例や過去の事例があれば示してほしい。	原状復帰については通常損耗や経年劣化は対象外となりますが、具体的な範囲や程度は退去時の協議とします。原状回復については個別的な内容となるため、具体的な事例の提示は差し控えます。
10	募集要項3 (9)損害賠償	厨房内やカフェスペース内での火災や、来店客の転倒など、意図せぬアクシデントに備え、店舗向けの火災保険(傷害保険付き)などへの加入の義務付けはあるか。また、加入義務がある場合、加入する保険に条件はあるのか。	保険加入の義務付けはありませんが、事業者が営業上の損害賠償責任を負うことから、営業の内容やリスク等を踏まえ、事業者において判断してください。

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
11	募集要項3 (11)定期報告	利用者の人数とはどういう人数か。乳幼児も含むのか。レジでの会計人数で良いか。	店内飲食の人数やテイクアウト数を想定しています。また、乳幼児についても計上することが望ましいですが、具体的な報告内容については事業者の決定後に協議します。
12	募集要項3 (11)定期報告	クレーム発生後に市に報告とあるが、どの程度のクレームから報告すべきか。	継続的に対応が必要なクレームについては、報告してください。
13	募集要項3 (13)営業に伴う許可	保健所の営業許可に関して図面が必要になるが、市から図面の提供は可能か。	市が保有する図面を提供することは可能ですが、加工が必要な場合には事業者において行ってください。
14	募集要項4 (1)営業日及び営業時間	営業日や営業時間について、市との協議でどの程度柔軟に調整できるか。他の施設の飲食事業者（定休日の設定など）の事例を示してほしい。また、臨時休業は認められるか。	営業時間として午前10時から午後4時までの日中の営業を想定していますが、事業者の提案を受けて、時間の延長や短縮も含めて協議の上、柔軟に対応することとします。 営業日については、週1～2日程度の定休日を設けることを想定していますが、事業者の提案を受けて、柔軟に対応することとします。また、必要最小限度で臨時休業することを認めます。 【市内公共施設の事例】 ・昭島市役所内の喫茶店 定休日 土曜日、日曜日及び祝日 営業時間 月火木金 10:00～15:00 水・第3月 10:00～13:00 ・総合スポーツセンター内のレストラン 定休日：月曜日 営業時間 原則11:00～18:00 ・公民館内の喫茶店 定休日 月火水木 営業時間 11:00～17:00 ・保健福祉センター内の喫茶店 定休日 土曜日、日曜日及び祝日 営業時間 10:00～16:30 ・アキシマエシス内の喫茶店 定休日：月曜日 営業時間 平日 10:00～19:00 土日 10:00～18:00
15	募集要項4 (2)メニュー、価格及び物販等	テイクアウト販売は可能か。	可能です。ただし、必要な営業許可等は事業者において確認し、営業許可を得て実施してください。
16	募集要項4 (2)メニュー、価格及び物販等	メニューは事前に協議し承認を得るとのことだが、施設内の会議や催しで通常商品とは違う特別な商品の注文がある場合は、これも事前に承認を得る必要があるか。	例えば、会議やイベントにオードブル等を提供するような場合において、オードブル等の価格、内容（例示）を協議し、オードブル等を提供することについて事前に承認を受けてください。
17	募集要項4 (5)廃棄物の搬出及び清掃	食堂専用のごみ置き場は用意されるのか。されない場合には産廃業者への引き渡しに立ち合い必要となるのか。	食堂施設専用のごみ置き場を用意する予定はありません。要項4(5)に記載のとおり、施設管理者において食堂施設の廃棄物は処分しませんので、事業者の責任において処分してください。
18	募集要項4 (5)廃棄物の搬出及び清掃	ゴミの処理費用の負担とは、どのような計算方法なのか。廃棄物処理業者との個別契約か。	事業者の責任及び負担において処分してください。廃棄物処理事業者との契約は、事業者において行ってください。

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
19	募集要項4 (5)廃棄物の搬出及び清掃	食堂の定期清掃及び害虫駆除とは、どの程度の作業を想定しているのか。専門業者を依頼する必要があるのか。	食品衛生法等関係法令を遵守し、事業者において適切に判断し実施してください。
20	募集要項4 (6)広報	当店が独自に当該施設を紹介するホームページを作成するさせていただくほかに、市の広報ツール(施設を紹介するホームページなど)で当該カフェスペースの存在を紹介すること事は可能か。	市の広報ツール(市公式ホームページなど)でカフェの概要などを掲載することは可能です。
21	募集要項4 (7)張り紙、看板等の表示及び掲出	店内スペース配置は変更可能か。	資料2「食堂施設2」のホール及びテラスの客席用のテーブルや椅子等の家具の配置は事業者においてレイアウト変更可能しても差支えありませんが、客席用のテーブルや椅子は市が整備するため、テーブルサイズなどによりレイアウト変更に制限があることに留意してください。
22	募集要項4 (7)貼り紙看板等	事業者が他店舗で実施しているサービス(ポイントカード)を連携させることは可能か。	可能です。
23	募集要項4 (7)貼り紙看板等	事業者が運用しているSNSを利用したの宣伝活動は可能か。	可能です。
24	募集要項4 (10)災害時の対応	災害拠点時の協力とは、どのような協力が想定されているのか。	発災時には食堂施設利用者を含む施設利用者の安全確保や誘導に協力をお願いします。また、市が災害対策拠点として施設を使用する場合、専有部分を一時的に借用し、災害対策事務等に使用することを想定しており、その間営業ができないこととなります。 その他必要に応じて協力を依頼した場合、可能な範囲で協力をお願いします。
25	募集要項4 (11)その他	スタッフ求人を出す場合、勤務地として具体的な名称は出してよいのか。	差し支えありません。
26	募集要項4 (11)その他	スタッフ採用について、障害者や市民の雇用に比率など条件はあるか。	市民の雇用について比率を設けませんが、積極的な市民の雇用に努めてください。 障害者の雇用について障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令を遵守し、積極的な雇用にも努めてください。
27	募集要項4 (11)その他	店舗責任者としてスタッフは固定する必要があるか。	店舗責任者は固定してください。ただし、店舗に常駐する必要はありません。
28	募集要項4 (11)その他	営業時間外のテーブルの利用については許可するのか。または囲いなどがあって、入れないように区切るのか。	営業時間外に食堂施設を開放する又は事業者に開放を求める予定はありませんので、事業者において食堂施設を施錠し使用できないようにしてください。
29	募集要項4 (11)その他	営業時間外にテーブルの利用を許可した場合、その際の責任の所在はどこにあるのか。	NO.28のとおり、営業時間外にテーブルの利用を許可する予定はありません。
30	募集要項4 (11)その他	従業員用駐輪スペースや休憩及び、更衣スペースについての有無を、現状わかる範囲で示してほしい。	・従業員用駐輪スペース 施設から南に徒歩4分程度の第二駐車場内の駐輪スペースを使用可能です。 ・休憩室 2階の休憩室を使用可能です。 ・更衣スペース 1階の更衣室(男女別)を使用可能です。更衣室内のロッカーについては1人1枠を貸与する予定です。